

専用の「申請手数料払込取扱票」はダウンロードできませんので、建築士会の窓口で入手してください。
 また、郵便局の備付の払込用紙をご利用いただくこともできます。
 どちらの場合も振込料金は申請者本人負担でお願いします。

ご注意

申請手数料を会社等に還付請求する際に「振込払込請求書兼受領証」の原本が必要な方は、必ず建築士会の窓口で配付している払込取扱票(3連式)をご使用の上、郵便局の窓口でお振込下さい。(ATMご利用の場合、受付証明書が出ません)

建築士会の窓口で配布の払込用紙を使用した場合

ATMご利用の場合は受付証明書が出ませんので、その場合は受領書(原本)を申請書の所定の欄に貼付して下さい

この払込受付証明書(原本)を申請書の所定の欄に貼付して下さい

郵便局の備付の払込用紙を使用した場合

この受領書(原本)を申請書の所定の欄に貼付して下さい

この受領書(原本)を申請書の所定の欄に貼付して下さい